

令和 4 年度第 5 回箱根町行財政改革有識者会議報告書

日 時： 令和 5 年 2 月 2 日（木曜日） 15：00～17：20

場 所： 箱根町役場本庁舎 4 階 第 1，2 会議室（オンライン会議併用）

出席者：【箱根町行財政改革有識者会議】

田中 啓座長、池島祥文委員（オンライン）、伊集守直委員、
嶋矢 剛委員、高井 正委員（オンライン）、田代恭子委員

【箱根町】

石川憲一企画観光部長、村山総務部長、関田企画課長、
石川茂樹財務課長、早野企画課副課長、松島財務課副課長、
辻満企画課特定政策係長、上田

【会議概要】

1 開 会

企画課長

それでは、第 5 回箱根町行財政改革有識者会議を開会します。議事に入るまでの進行を務めさせていただきます企画課長の関田です。どうぞよろしくお願ひいたします。

企画課長

会議に先立ち資料の確認をさせていただきます。
資料は事前に送付させていただきましたが、「会議次第」、「委員名簿」及び「資料 1～3」となりますが、不足等ございませんでしょうか。
それでは、開会に当たり田中座長からご挨拶を頂き、引き続き議事の進行についてもお願ひしたいと思います。

田中座長

皆さんこんにちは。年も改まり、もう 2 月に入りましたが、引き続きよろしくお願ひいたします。
それでは、議題に入ります。議題 1 の中長期財政見通しについて、事務局から説明をお願ひいたします。

2 議 題

(1) 中長期財政見通しについて

事務局から、資料 1 「令和 4 年度箱根町中長期財政見通し（冊子版）」を基に、令和 5 年度から 15 年度までの財政見通しの結果について説明した。

田中座長

中長期財政見通しについては、前回の有識者会議で概要の報告がありましたが、その詳細版について説明がありました。本日はこの中長期財政見通しについて、有識者会議としての最終的な確認の機会になりますが、何か確認されたいこと、あるいはご意見等ありましたらお願いしたいと思います。

伊集委員

19, 20 ページの人件費で、令和 2 年度から会計年度任用職員制度が開始され、それまでアルバイト職員の賃金で物件費だった部分を人件費に計上することになったため、28 億円台から 31 億円台になったということですが、27 ページの物件費のグラフの 2 年度では、約 3 億円が人件費に移ったはずなのに金額は減少しておらず、3 年度で物件費が減少しているのですが、翌年度にずれて影響しているのでしょうか。また、その他にも様々な要素があり金額が増減すると思いますが、人件費の増加との対応について教えていただきたいのと、その部分についてももう少し説明があってもよいのではないかと思います。

財務課長

会計年度任用職員に係る人件費については、基本的に今まで賃金として物件費に計上していた金額を、そのまま人件費に移していますので、物件費の金額は令和 2 年度からその分を除いた状態となっています。

事務局

補足ですが、27 ページの文書の部分の一つ目、主な委託化についての記載の中で、令和 2 年度に箱根湿生花園の直営化や放課後児童クラブの委託化がありますが、これらに関するアルバイト職員の賃金には、2 年度以降は委託料に移った部分もあるため、委員さんがイメージされたように 2 年度は金額が減るはずのところ、逆に増えているものです。また、委託の切替えなど、このような動きとなった主な要因については、文書で補足しているものです。

伊集委員

令和 2 年度の物件費は、会計年度任用職員制度の開始に伴い 27 億円程度に抑えられていることは分かりましたが、町民などで人件費のページだけ見た方の中には人件費が急激に増加したという印象を持つ可能性もありますので、重複するかもしれませんが、これまで物件費に計上されていたものが人

件費に移っただけで全体としては変わってないということについて簡単な説明があると親切ではないでしょうか。

田中座長 その部分については、誤解を招かないよう丁寧に書いたほうがいいような気がします。

田中座長 私も 27 ページの物件費について、文書の部分の一つ目に幾つか項目が並んでおり、多くは物件費の増加に繋がるものの、箱根湿生花園の直営化は、物件費が減少する要因ではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

事務局 指定管理で運営していたときは、利用料金制だったため、町は収入が無い代わりに持ち出しもありませんでしたが、経営などの面で難しくなり、直営化したものです。その際、収入として観覧料が増えたものの、支出として人件費や工事費用のほか、様々な物件費が全て町予算に計上されることとなり、総額で 1 億程度増となったものです。

田中座長 利用料金制だったため、物件費としての持ち出しが大きくなかったということですね。そのほか、いかがでしょうか。

嶋矢委員 30 ページの総括の 1 番最後の 2 行ですが、「このように長期にはさらに厳しい財政状態状況となる見通しであるため、行財政改革の取組をより一層進める」という部分まではアクションプランの趣旨とも一致していますが、「特に長期に備えた取組みを検討・実践していく必要がある」という部分について、検討・実践をする機会などはどのような想定をされているのでしょうか。

事務局 4 ページの⑫行目で中長期の財源不足額をお示ししていますが、中期が約 23 億 1,500 万円、年平均 4 億 6,300 万円、長期が 51 億 8,400 万円、年平均 10 億 3,700 万円となり、長期の不足額は中期の 2 倍の見通しとなりました。推計時点は昨年 7 月ですが、アクションプランの改定を進める中で、長期に備えて取り組むべき事項として熟度が低くても段階的に取組みを進め、この 5 年間で何らかの実りのあるようなものにしていく推進項目を位置付けるなど、中期だけでなく、長期の財源不足に備えた取組みを行っていく必要があることから、

財政見通しの結果を見た方に対しても、それをお示しする意図で後半部分を記載したものです。

嶋矢委員 長期に備えた検討等については、議題2のアクションプランの原案についての説明の中で補足をお願いします。

田中座長 中長期財政見通しの最後で、長期が厳しさを増すと警告していることを受け、アクションプランの中にきちんと対応を盛り込むことが期待されますが、それが難しい状況もありますので、何らか配慮した内容であることが分かるようになっているか、後ほど確認をお願いしたいと思います。

田中座長 現在、長期金利が上がりつつあるかと思いますが、例えば、今後3、4年位の間は長期金利が数%程度上がっていくようなことが起こった場合、中長期財政見通しで描かれている構図はかなり崩れるのでしょうか。あるいは、それほどでもないのでしょうか。金利上昇の規模にもよるため答えづらいところもあると思いますが、長期金利がいつ、どの程度上がったら財政見通しをやり直さなくてはならない事態になるのかなどについて、内部での議論や問題意識はありますか。

事務局 34ページの公債費の推計条件で償還年数毎の利率について整理していますが、起債のシステム上で借入年度や利率を設定し、推計額を算出しています。利率の設定にあたっては、昨年7月時点で財政融資や地方公共団体金融機構といった主な借入先の金利を確認し、上昇を見込んだ数値を設定しているため、今すぐに影響はありませんが、金利の上昇が続き、設定した利率を超えた時点で再度推計する必要があると考えています。

田中座長 現状では今後、長期金利が下がる事態はほとんど想定出来ませんが、例えば、ある指標が何%上昇すると推計にどの程度影響を与えるのかなど、簡易的な計算方法があれば、一通りの試算をせずとも確認が可能のため、推計条件の利率を超えそうになった際には検討していただきたいと思います。

田中座長 5ページの財政調整基金では、令和5年度以降毎年度5,000万円ずつ積み立てる推計となっていますが、想定外の要因で、

ある年度に予定どおり積立てができなかった場合、翌年度の積立額はその分を積み増すのか、当初の予定どおり 5,000 万円のみとするのか、あるいはケースバイケースで決めていくのか、どのように考えていますか。

総務部長

現実的には 5,000 万円の積立てを徹底していますが、それが出来なかった場合には、ケースバイケースでの判断となります。

伊集委員

22 ページの公債費の文書の部分の二つ目に「臨時財政対策債も令和 14 年度には償還が終了する」とあります。箱根町の場合は、平成 25 年度から臨財債の借入れがないと思いますが、これは借りないという判断でなく、制度上、不交付団体は借りることができなくなったという理解でよいでしょうか。

事務局

平成 10 年代の臨財債制度創設当時は、人口を基に算定し、交付団体、不交付団体に関わらず借入可能な人口基礎方式と、交付税の算定結果によって割当てられる財源不足額方式の二つがありましたが、国の財政制度審議会などの意見もあり、段階的に縮小され、当町では平成 24 年度を最後に借入れができなくなったもので、令和 14 年度で 20 年の償還期間が満了となるものです。

田代委員

私もただ今質問があった 2 箇所は疑問に感じていましたが、説明を聞き理解できました。そのほか、特段質問や意見はありません。

池島委員

4 ページのグラフですが、スペースの問題もあるため仕方ないものの、圧縮されていることで財源不足金額の大きさが伝わりにくいと感じました。ただし、数字上は相当深刻なので、今後の周知が大切になると思います。また、それと関連して、中長期で見込まれる相当な金額の不足額をどのようにカバーするのかという情報と合わせて公表しないと、町民などの間に混乱が生じる懸念もありますので、アクションプランの中で、今、何十億をカバーするのは難しいとは思いますが、その辺りのケアをしている姿勢をどう打ち出すかが課題だと感じました。

田中座長

中長期財政見通しについては、この内容で本有識者会議として了承してよろしいでしょうか。それでは、この中長期財政見通しに基づいて、この後のアクションプランの改定等を検討していただくこととなります。

では、議題2に移りたいと思います。第2期アクションプランの原案について、事務局から説明をお願いいたします。

(2) 第2期アクションプランの原案について

事務局から、資料2「第2期箱根町行財政改革アクションプラン【原案】」及び資料3「第4回有識者会議における第2期アクションプランの構成等及び推進項目(事務局案)に係る発言内容に対する回答について」を基に、前回の事務局案からの追加・修正事項の説明及び指摘事項に対する補足説明を行った。

田中座長

それでは、このアクションプランの原案について、ご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。

高井委員

資料2の35ページ(以下、ページ数は資料2のページを表すもの)の歳入欄に「また括弧内の額は一般会計の収支改善に寄与する効果額でないか」とありますが、これは「ないが」の誤植でしょうか。

事務局

この部分は、「または」という意味合いで「一般会計の収支改善に寄与する効果額でないか、中長期財政見通して既に見込んでいる額」と表現しておりましたが、誤解の生じないように表現を修正いたします。

田中座長

例えば、「効果額ではない、あるいは、中長期～」とすれば、「または」という意味合いで読めるかと思います。

事務局

そのように修正させていただきます。

高井委員

少し大きな質問になりますが、この委員会の使命である行財政改革の一つの案として、未回収となっている債権回収の効率化が考えられます。通常は、税、国民健康保険や介護保険の保険料、水道料金、公営住宅家賃などの滞納に対し、所

管課ごとに回収を行っていると思いますが、その中でも税は地方税法により督促状発布後、10日以内の差押えが規定されており、最初に滞納整理に着手することとなります。私の徴税吏員としての経験では、差押えの前提として、勤務先や預貯金などの調査を実施した上で、滞納者本人に納税を促し、納税の意思がない場合は、給与や預貯金の差押えを行ってきました。また、当初は納税の意思がなくとも、給与の差押えを伝えると、大抵の場合は、納税の意思を示してきました。

町の税務課も、差押えの有無に関わらず、滞納者について給与債権、預貯金債権など様々な情報を有していると思われるので、この情報を他の債権回収所管課と共有すれば、催告に伴う臨場、訪問、郵送や電話に係るコストが削減され、町全体として債権回収の効率化ができるのではないかと考えます。これに対する町の考えや、既に実施している取組みがありましたら合わせて教えていただければと思います。

事務局

まず町の徴収体制ですが、町税全般は税務課、国保、介護、後期高齢の三つの保険料は保険健康課、水道料金は下水道使用料と併せて上下水道温泉課で徴収しており、可能などころから一元化に取り組んでいます。共同して行う取組みでは、46ページ「国民健康保険料の収納率の向上」の目標指標に、税務課と連携した滞納処分を年間30件と記載していますが、日頃から滞納者の情報を共有し、やむを得ない場合は共同で差押えを実施しています。また、47ページには「育英奨学金の督促業務の拡充」がありますが、町税や保険料などの公債権と、使用料や育英奨学金などの私債権では債権回収の手続きが異なる部分がありますので、この取組みでは、催告に応じていただけない方には、支払督促や裁判所への手続きなどを委託により行っています。このほか平成20年に収納担当部署で債権回収対策連絡会を設け、情報共有を図るとともに一元化や共同での差押えの研究を行うなど、財政が厳しい中できちんと債権回収に取り組むことについて以前からご指摘をいただいていたこともあり、委員さんが言われた取組みについては、町でも実施していると認識いただければと思います。

高井委員

素晴らしい取組みですので、何らかの形でもう少し主張してもよいのではないかと思います。

- 田代委員** 88 ページ「ワーク・ライフ・バランスの推進」の年度目標で削減を目指すこととしている時間外勤務時間の時間数は、どのように算出した数字でしょうか。
- 事務局** 総務防災課で把握している全職員の時間外勤務時間のうち、消防と選挙事務を除いた令和3年度の実績 16,602 時間をもとに、そこから毎年度 1 % ずつ削減し算出したものです。
- 田代委員** 時間外勤務時間についてはわかりました。また、「男性の育児休業の平均取得日数 7 日間達成」とありますが、男性全員が対象となるわけではなく、年齢などの要素も関係してくる中で、人数を見込むのは非常に難しい部分があるかと思いますが、どのような考え方で設定したのか教えてください。
- 企画課長** 育児休業ですが、取得期間は異なるものの女性職員はほぼ全員が取得している一方で、男性職員は以前から 1 人も取得する職員がおらず、近年、取得する職員が出てきても取得期間は数日間だけという状況でした。箱根町役場が一事業主として定める特定事業主行動計画の中で、男性職員も育児休業を積極的に取得することができる職場環境づくりに取り組むこととしていることを踏まえ、今回のアクションプランの中で思い切ってこのような目標を設定したものです。
- 田代委員** 確認ですが、時間外勤務時間の指標は基本的に全職員が対象となり、育児休業の指標は、対象となる男性職員についての平均ということでしょうか。
- 事務局** はい、目標指標 1 は消防と選挙を除く全職員の時間外勤務時間、目標指標 2 は、端的に申し上げると育児休業を取る資格がある男性職員の平均取得日数について記載しています。
- 田中座長** 対象職員は常に変動するため、子どもが 3 歳になったら対象から外れるのかなど計算が難しい部分もあるかもしれませんが、このような目標を置くのは初めてということなので、少し成り行きを注目して見ていきたいと思います。
- 嶋矢委員** まず体裁についてですが、12, 13 ページは左右で表の高さが揃っていますが、10, 11 ページでは 11 ページの文章及び

グラフが上に詰めて書かれていますので、13 ページも上に詰めるなど調整をお願いします。同様に 17 ページは「第 2 章 改定方針」と「1 改定の趣旨」の行間の空白が前後の第 1 章や第 3 章と比べると大きくなっています。また、36 ページ以降の個別の推進項目では注釈の大半が「※」で始まりますが、57, 81, 86 ページでは「※)」が混在していますので、統一した方がよいと思います。

田中座長

前回の有識者会議で 12, 13 ページの表の追加をお願いしましたが、左右の高さには拘りませんので、対応方法は町にお任せします。また、空白の調整もお願いします。

伊集委員

ご指摘があった注釈表記の混在についてですが、前半の本文の語句に対する注釈は「※1)」など、後半の個別の推進項目では、表の中の語句に対する注釈は「※)」)、収支改善効果額の補足説明など機械的なものは「※」と使い分けられていると思われます。ただ、全てで※印が使われているため、わかりづらくなっていますので、整理をお願いします。

嶋矢委員

次に表現の関係ですが、1 点目は 21 ページの体制図で有識者会議から町議会・町民に「周知」の矢印が向かっていますが、単に会議を周知するのではなく、「提言の周知」とした方が正確だと感じました。2 点目は 23 ページですが、直前の全体像で重点項目まで示していますが、この部分で重点項目と推進項目とを紐づける意図があるのであれば、見出しは、例えば「重点項目ごとの推進項目」などにしてはどうか。3 点目は 27 ページの見出し「推進項目一覧」ですが、ここも単に一覧で示すだけでなく、主管課と紐づける意図が明確にあるのであれば「推進項目ごとの主管課の一覧」などでもよいのではないかと感じました。4 点目ですが、30 ページ「(1) 財政健全化効果額」では年度別の財政健全化効果額を示し、31 ページ「(2) 収支改善効果額一覧」で再度推進項目ごとに効果額をまとめていますので、(1)に「年度別」、(2)に「推進項目別」などを追加してもよいのではないかと感じました。また、マイナスの表記が(1)では「△」、31 ページ以降では「-」となっているため、修正箇所が広範囲なので方法は町にお任せしますが、表記を統一した方が見やすいかと思ひます。

田中座長

21 ページの体制図については、私もこの会議を町議会や町民に直接周知している意識はありませんでしたが、会議の設置に係る規定の内容を踏まえ、少し表現を検討していただければと思います。それから見出しについてですが、23 ページは、見出しを変更することで文書の部分との関連性が見えにくくなるのか、差支えがないのかを踏まえ、今の見出しに「推進項目」の要素を追加する方法なども含め検討をお願いします。27 ページについては、積極的に主管課と紐づける意味合いは薄いと感じていますが、推進項目名の後ろに個別の推進項目のページ番号が入っていると見やすいと思いました。

田代委員

体制図については、私も前回指摘させていただいた際に同じ部分が気になりましたが、この有識者会議の結果は町ホームページに掲載されるので、それをもって周知と解釈していました。

田中座長

後は 30、31 ページですが、(1) の表の中には、収支改善効果額、その他効果額と財政健全化効果額があるので、正確に表現するなら「(1) 収支改善効果額、その他効果額と財政健全化効果額 (各年)」なども考えられると思います。また、(2) の表は、嶋矢委員のご指摘のとおり「推進項目別の収支効果額」「収支改善効果額 (項目別)」など、変更を検討していただきたいと思います。それと 2 種類のマイナス表記についてご指摘がありました。他の場所でも混在しているのでしょうか。

嶋矢委員

例えば 34 ページの表も「△」ですが、個別の推進項目では「－」の方が見やすいように思えますし、本編と推進項目調書で使い分けているのであれば問題ないと思います。

嶋矢委員

最後に町の考え方の確認も含めてですが、34 ページで今後の財源不足額の見通しの表がありますが、①中長期財政見通しの歳入歳出差引額は 12 ページと、②行財政改革アクションプランの収支改善効果額は 30 ページと関連していますが、それが少し分かりにくい印象を受けました。また、現時点で財源不足が生じる年、そうでない年がありますが、このアクションプランの中で財源不足への対応を強調したいのであれば、不足が生じる年度については、もう少し踏み込んだコメ

ントがあってもよいのではないかと思いました。

事務局

ご指摘いただいた点は、内容を確認し、整理した上で修正させていただきます。

田中座長

色々なご指摘をいただき、今ここで対応が固まりきらないものもありますが、ご指摘の趣旨は伝わったかと思しますので検討をお願いしたいと思えます。

伊集委員

今回の原案は、内容としては大分固まったものという認識でよいでしょうか。

田中座長

本日の議論を踏まえ修正が入りますが、内容は大分固まっているため、もう1回集まって修正内容を踏まえた議論を行うのではなく、事務局で修正案を反映し、パブコメに出すという流れを事務局では想定しています。

伊集委員

37 ページ「財政見通しと規律的財政マネジメントの実践」の年度目標②ですが、財政調整基金の残高を標準財政規模の15%以上という指標は他団体と比べると比較的高い印象を受けますが、どのような考え方や根拠に基づいているのか。それと実質公債比率18%以内は地方債の起債許可に係るラインで、これを超えたら深刻な状況ですので、指標としては高過ぎる気もしますが、今後の見通しを踏まえ、どのように整理したのか教えてください。

事務局

まず財政調整基金残高については、現在の町長が就任したときに、不交付団体で有事の際は自前で用意しなくてはならない費用が大半であることを踏まえ、財政調整基金の目安として30億円程度確保するという目標を定めたものです。そこには災害などへの備え、通常 of 財政調整機能、今後の施設老朽化を見据えた積立てという三つの要素がありますが、アクションプランでは、これまでの議論を踏まえ、ふるさと納税寄付金を翌々年度の事業に活用するために積み立てる分を除いた財政調整基金について、標準財政規模の15%、8億から9億円程度確保することを目標としています。また、実質公債比率は、ご指摘のとおり18%が起債制限にかかるラインのため、確実に目標以内とするという意味で設定しているもの

です。

伊集委員 現在は、12, 13%程度だと思いますが、今後、投資的経費が増えていくことを踏まえると、15, 16%程度まで上昇する可能性はあるのでしょうか。

事務局 実質公債費比率は、交付税の算入公債費は控除し積算するもので、学校やごみ処理施設に係る起債に対しては交付税措置がありますので、急上昇することはないと考えています。

伊集委員 現時点では、実質公債費比率の目標が達成できなかった場合、どのような対応をとるかという部分までは、規定していないのでしょうか。

事務局 何もしないまま超過してしまうことがないように、今後は、利率の上昇を含めて公債費の増額を注視し、取組内容に大型建設事業の優先順位づけや起債のシミュレーションなどここに記載した取組みを行っていく必要があると考えています。

伊集委員 前半の基本理念や基本方針については以前に確認していますが、19 ページの基本理念の文章の2段落目「このために、協働のまちづくりに向けた意識改革と困難さを持つ課題に対し、自発的に行動する組織づくりを実現します。」とありますが、「実現します」の目的語は、意識改革と組織づくりの両方でしょうか。

事務局 そのとおりです。

伊集委員 そうであれば、「意識改革と、困難さを増す課題に対し自発的に～」のほうが、目的語が明確になるのではないかと感じました。また、20 ページの基本方針4の文章の2段落目「困難さを持つ課題に対して前例にとらわれず局面に応じた方針決定や合意形成を図り～」の部分は、行財政改革の推進体制について書かれていて、今回のアクションプランの項目でいうと、自立型の人材育成の中の「職員提案制度の推進」などが結び付いてくると思いますが、この基本方針を見ると、職員が自発的に取り組もうとする内容が広範囲で、具体の推進項目と少しずれているような印象を受けました。

田中座長

伊集委員の指摘に関連して、22 ページの体系図では基本方針 4 に協働のまちづくりなども紐づけられています。確かに基本方針の文章の中にも、協働のまちづくりについての記載があるものの、あくまで組織、職員が意識しようというトーンで書かれているので、既に議論してきた部分ではありますが、推進項目にマッチした文章かどうかについては少し疑問を感じます。

田中座長

私からも何点か。まず、58 ページ「公民館図書室の蔵書充実」の新規登録者数を 150 人から毎年度 5 人ずつ増やしていくという目標について、主管課が取組みの浸透に伴い新規登録者の増を考えているのであれば、このままでかまいませんが、そうでないなら、毎年度 160 名など安定した数でもよいのではないかと思いました。また、1 人当たりの貸出冊数を少しずつ増やしていこうという部分で、2.05 や 2.08 など設定している数字が細かいため、もう少し切りがいい数字を設定するなど、目標値が妥当かどうか検討していただきたいと思います。

それから 64 ページ「公用車の適正管理」について、項目名称からはリースにするのか、他の方法にするのかなどの検討を思い浮かべるのですが、目標指標に書かれているのはバナー広告の関係だけなので、項目名称や趣旨と、効果を図るものがずれているように思えます。公用車管理の方法を変えることによって大きな収支改善効果が生まれる可能性があると考えており、現在はそれを見込むことが難しい中でこのような記載なのかもしれませんが、少し違和感を覚えました。

71 ページ「災害情報収集能力の強化」でドローンの操縦士を養成するということですが、正規職員の中から操縦士を養成するというのでしょうか。

事務局

そのとおりです。

田中座長

分かりました。箱根町にとっては、こういうものを活用できると非常に有効だと思いますので、しっかりやっていただきたいと思います。私からは以上ですが、他の皆さんはいかがでしょう。

田中座長

そうしましたら、色々なご意見が出て、細かい点も含めて修正が必要だと思われるようなものも幾つかあったと思いますので、まずは事務局でそれを整理し、修正方法も示していただきたいと思います。いただいたご意見に対する修正方法は、私と事務局で相談して決めさせていただいた上で、委員の皆さんにメールなどで確認していただくということでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。それが全部済んだ後で、パブコメという手続になります。それでは議題2の第2期アクションプランの原案については終了とし、最後に議題3その他について、事務局からからお願いいたします。

(3) その他

事務局から第6回有識者会議の開催日時と今後のスケジュールを確認した。

田中座長

それでは、議事はこれで終了しましたので、事務局のほうに進行をお返したいと思います。

4 閉 会

企画課長

長時間にわたり熱心なご議論ありがとうございました。次回有識者会議までの間に、メール等でやりとりさせていただき、確認していただくこともありますので、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

これで、令和4年度第5回箱根町行財政改革有識者会議を閉会いたします。